

令和 2 年度分 市町村標準保険料等の算定結果について（仮係数段階）

10月末に国から示された仮係数に基づき、令和2年度分の市町村の標準保険料等の算定を行った。結果については、以下のとおり。

1 「標準保険料」とは

市町村における激変緩和後の一人あたりの標準的な保険料水準のこと。

※「国から示された仮係数」とは、国から公費の交付見込金額、千葉県所得水準を示す指数、前期高齢者交付金等算出のための基礎数値等。これをもとに標準保険料等を算定する。

2 市町村における算定結果の活用

市町村は、以下のことに算定結果を活用する。

- ・令和2年度分国民健康保険特別会計予算の編成
- ・令和2年度分保険料率の検討

3 算定結果

平成 28 年度と比較して、4 年間で

(1) 県平均一人当たり標準保険料

令和 2 年度算定保険料 (仮係数ベース) 107,381 円 (+7,242 円、+7.2%)

(参考) 1 年当たりの伸び率は 1.8%

令和 2 年度分算定に用いる平成 28 年度保険料 (理論値) 100,139 円

(2) 市町村の標準保険料の状況

国保広域化に伴う国保財政の仕組みの変更の影響で、広域化前(H28 ベース)と比較し被保険者の保険料負担が急増することのないよう、市町村の標準保険料の増加率に毎年度上限を設定し※、それを上回る市町村に対し、財源を重点配分する激変緩和措置を行ったうえで算定している。

※令和 2 年度における増加率の上限

=平成 28 年度からの 4 年間で 11.2% (平成 28 年度からの自然増(7.2%) + 1% × 4年)

(参考) 1 年当たりの伸び率は約 2.7%

令和 2 年度標準保険料の 4 年度分の増減率 (対平成 28 年度)

標準保険料(H28→R2)		36 団体
増 加	+ 11.2%	13 団体
	+ 11.2%未満	23 団体
標準保険料(H28→R2)		18 団体
減 少	▲ 10%未満	14 団体
	▲ 10%以上	4 団体